

小規模多機能型居宅介護

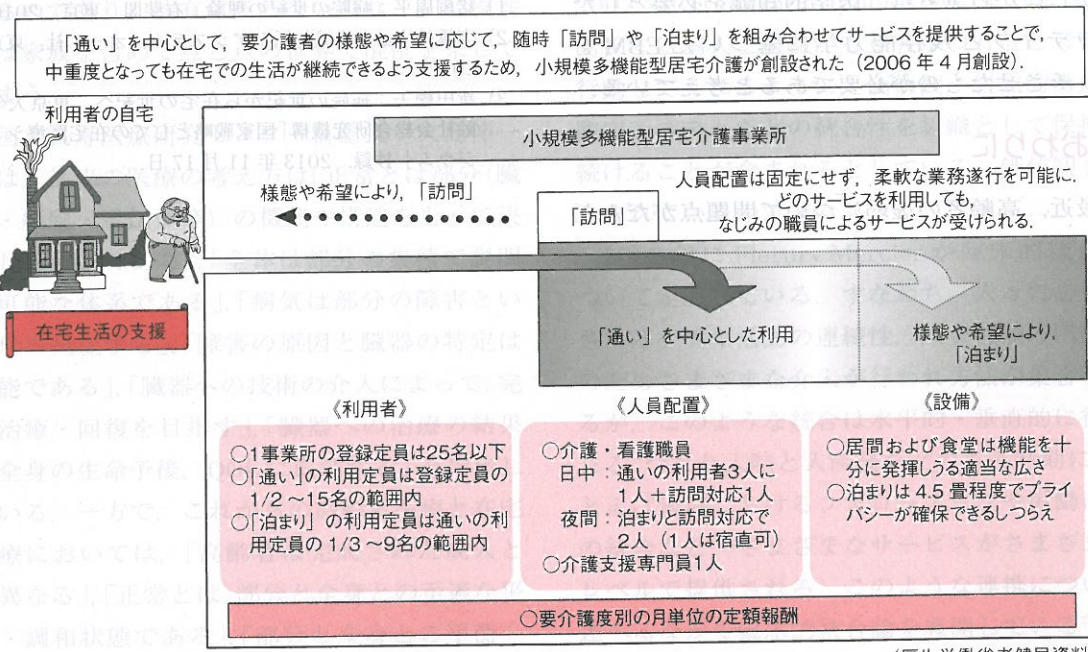
小山 剛

2000年4月に施行された介護保険制度は、当初から利用者の自立支援と在宅生活を指向していた。そしてそれをより進展させるために、2006年の改正時において市町村を単位とした地域密着型サービスが創設され、その特徴はその言葉が示しているように、①対象をその地域の住民に限定していること、②地域単位で適正なサービス基盤の整備を行うこと、③地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定できること、④公平・公正透明な仕組みを担保するために地域住民などが直接関与することにあつた。その1つである小規模多機能型居宅介護の概要を図1に示す。

利用料金も従来の在宅サービスが利用回数に比例する出来高制であるのと異なり、介護認定の程度別の定額制になっている。つまり利用する高齢

者の状態に応じ、訪問・通い・泊まりのサービスが柔軟に対応できるものとして設定されていることに大きな特徴がある。他方、小規模多機能型居宅介護サービスの限度額と在宅サービスの支給限度額との差が小さいことから、訪問看護サービス等の他のサービスを利用することで介護保険の限度額を超えて自己負担になる場合があること、そして中重度の利用対象者に対する介護と医療系サービスとの連携が不足していることなどが課題であった。そこで、2012年に小規模多機能型居宅介護と訪問看護事業を併設した複合型サービスが創設され、利用料金を定額制にしたことで介護支援と訪問看護が柔軟に利用できることとなり、サービス提供に対する連携が深まることにもなった。

小規模多機能型居宅介護事業所は2013年11月現在、全国で4,228か所整備されている。社会保障制度改革国民会議の報告書では2025年までに2万か所の整備を目指しており、同居家族による介護に頼らない在宅サービスの要である。



（厚生労働省老健局資料）

図1 小規模多機能型居宅介護の概要

Small-scale, multi-functional in-home long-term care. Tsuyoshi Koyama : Social Welfare Corporation Nagaoka Welfare Association, Overall Care Center for the Elderly "Kobushien". 社会福祉法人長岡福祉協会高齢者総合ケアセンターこぶし園理事・評議員・執行役員・総合施設長